

京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月23日

京都市会議長 加藤 盛司

京都市会規程第3号

京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

京都市会情報公開条例の施行に関する規程の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条中「第30条」を「第22条」に改め、同条を第8条とする。

第14条を第9条とする。

附則第2項を削る。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

第1号様式注以外の部分及び第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第10号様式中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「京都市会情報公開審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、議長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（市会事務局政務調査課）